

杉並区が考えるモニタリング

- 1、モニタリングの効果が本人の利益につながること。
- 2、モニタリングは評価することである。(動くことではない)
- 3、モニタリングは評価し課題を抽出しサービスにつなげたり、関係機関と連携をつくること

杉並区が考える指定特定相談支援事業所

- 1、利用者がサービスを利用する際の第一義的相談相手であり、利用者を支援する関係機関の一つ

<モニタリング頻度変更に伴う手続きについて>

変更点: 障害福祉サービス係にて、必要性和、頻度等を随時確認・判断し、認定給付係で支給決定をする

1. 障害福祉サービス係の担当者に、利用者の状況と、モニタリング頻度変更の必要性を**事前に**相談
2. 障害福祉サービス係より、変更の必要性が認められたら、必要書類を提出

【必要書類】 ○基本情報票(直近のコピーで可)

○モニタリング期間確認票

※直近でモニタリングした場合は、モニタリング記録票

※受給者証は、認定給付係の窓口を持参していただき、訂正します。

事業所には、訂正した受給者証のコピーか、モニタリング頻度変更通知のコピーを送付します。

<モニタリング記録票についての注意>

※モニタリング記録票には必ず面接を行った場所を記載してください。

※ケア会議の開催記録等も添付してください。

事業所名 _____ 担当者 _____ 氏名 _____

モニタリング期間確認票(原則以外のモニタリング頻度を検討するケース)

※あてはまる状況欄に、具体的な状況と、頻度(期間)を記入してください。

本人状況

◆心身の状況の変化が激しい

通年 急性症状が治まる間 年 月～ 年 月 まで毎月 年 月～ 年 月の か月に1回

具体的な状況(難病等による病状の進行、加齢、成長による変化、精神症状等によるサービスの調整)

◆年齢の節目(前後1年を目安)により集中的に利用サービスの検討が必要

通年 調整終了まで 年 月～ 年 月 まで毎月 年 月～ 年 月の か月に1回

具体的な状況(18歳、40歳、65歳到達) ※介護保険へ全サービスを移行するケースは、前1年のモニタリングのみ

◆支援がないとサービスの利用等が困難

通年 サービス利用まで、または調整終了まで 年 月～ 年 月 まで毎月 年 月～ 年 月の か月に1回

具体的な状況

家族状況

◆家族状況により利用につながらない。本人状況にそぐわない。緊急対応が必要

通年 調整終了まで 年 月～ 年 月 まで毎月 年 月～ 年 月の か月に1回

具体的な状況

その他

◆関係機関との連携が頻繁に必要

本人や家族状況により支援の方向性を確認するケア会議の開催が定期的に必要な(会議(モニタリング)頻度) 毎月 月に1回 3月に1回

介護保険と併給をしているがサービスの利用調整が不調

通年 調整終了まで 年 月～ 年 月 まで毎月 年 月～ 年 月 までの か月に1回